

陳 情 文 書 表
(令和 7 年第 2 回定例会)

陳 情 第 9 号	令和 7 年 6 月 1 0 日 受理
付 託 委 員 会	総務常任委員会
件 名	庁舎内の政党機関紙勧誘行為は深刻かつ広範囲であり、「軽易なもの」とであるという行政の認識を改めることを求める陳情書
陳 情 要 旨	
【陳情理由】 全国市区町村の庁舎内で、政党機関紙の勧誘（営業）・配達・集金が無許可で行われていることが問題となっており、その是正のために、地方議会 8 1 か所で庁舎内における勧誘・配達・集金の実態調査及び自粛を求める陳情が採択され、改善されております。 千葉県では令和 6 年 6 月議会で千葉市、さらに 9 月議会では大網白里、四街道、東金、香取の各市や神崎、九十九里両町で、さらに 1 2 月議会では銚子、山武両市が「千葉県民の会」の陳情を採択していただきました。 陳情採択などを受けて、実態調査が全国の数十自治体で行われておりますが、例えば、東京都港区の調査（令和 6 年 1 1 月実施）では、勧誘を受けた管理職が 9 割、そのうち心理的圧力を感じた管理職が 8 割にもなりました。また、勧誘を受けた職員の 7 割が購読していました。自由意見でも「購読をやめたいが、言い出せない」との多くの声があがりました。庁舎内で政党機関紙勧誘に伴う「圧力」により、職員自身の意志に反した購読が横行していたのです。 港区では調査結果を踏まえて、3 月議会で議員から区長に改善を求める質問があり、区長は職員をパワハラから守るために庁舎管理規定の見直しなど速やかな対応を図ることを答弁しました。 2 0 2 0 年 6 月にパワハラ防止法（改正労働施策総合推進法）が施行され、地方公務員が保護の対象となりました。自治体として「パワハラ防止条例」を制定した事例も 1 0 8 にのぼります。 東京都議会 3 月議会において、政党機関紙勧誘に関する議員質問に対し、総務局長は「庁舎内における政党機関紙勧誘は禁止である」と明言しました。 同じく、八千代市庁舎等管理規則（許可を必要とする行為）では	

陳 情 文 書 表
(令和7年第2回定例会)

第9条 庁舎において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ庁舎利用申請書（第1号様式）を提出し、管理者の許可を受けなければならない。ただし、管理者が軽易なものその他の庁舎の管理上支障がないと認めた行為については、この限りでない。

(1) 不特定職員を対象とする物品の販売又はこれに類する行為

とありますが、行政に確認したところ、政党機関紙は「管理者が軽易なもの」として、許可の必要な対象にはなっておりませんでした。

八千代市の庁舎管理者が、軽易なものとは断じる根拠が全く不明です。県内自治体の対応から考えても異質です。行政は調査公表しておりませんが、八千代市庁舎の実態としては、数十人の職員が購読している現状があると思います。現に数十人以上の職員が、より立場が強い議員から勧誘されており、断れずに自分の意図に反して今も購読している深刻な実態が推量できます。そのような歪な状況を調査もせず、かえって軽易なものとは断じて実質的に勧誘行為を推奨するのは、「職員軽視」の現れであり、責任を取ろうとしない不作為と言えます。

八千代市議会においては、3月定例議会に「千葉県民の会」が提出した「政党機関紙の庁舎内勧誘行為における庁舎管理規則の徹底を求める陳情書」は不採択でした。たとえ、窓口に直接的にハラスメントを訴える相談がなかったとしても、近隣自治体の事例を見れば、声を出せない職員が数多くいることが分かります。

そこで、早急な実態調査が行われなかったとしても、最低限、庁舎内の勧誘行為に関するルールは政党機関紙も厳守していただきたいと思います。再度陳情を提出いたしました。議員の皆様は、庁舎管理上のルールに従い、場所をわきまえて政党機関紙勧誘活動を行っていただきたいと思います。以下、陳情2項目を議会に求めます。

【陳情項目】

① 庁舎内において物品販売や勧誘等の行為をする場合は、庁舎管理規則により、あらかじめ施設管理者の許可を得る必要があり、政党機関紙の勧誘行為についても同様に許可が必要であることを、今後は明確にして改善をお願いいたします。数十人規模の、場合によっては心理的圧力を伴った勧誘を軽易

陳 情 文 書 表
(令和7年第2回定例会)

なものと断じてよいものなのか、改めて精査をお願いします。

- ② 今後「政党機関紙の勧誘行為」について、許可が必要な行為とした場合、議員からの許可証の申請があれば、政党機関紙の勧誘行為に伴う心理的圧力の有無に関して、職員に寄り添ったアンケートを実施し、許可を判断する材料にするように議会から行政に要請するようにしてください。